

臨床検査を終了した検体（残余検体）の二次利用についてお願い

当院では臨床検査を終了した検体（血液や尿、痰、身体や臓器の一部から摘出した組織など）のうち残った検体（残余検体）を下記の業務に使用することがあります。その場合「臨床検査を終了した既存試料（残余検体）の研究、業務、教育のための使用について－臨床検査医学会の見解－」、「病理検体の目的外使用に関する提言－日本病理学会」、「臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年）」、「疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年）」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年）」、「個人情報保護法」を遵守し行っております。

当院では、診療水準の向上や医学、医療の進歩を目指して、具体的には以下のような用途で利用させていただいています。

- 分析装置、試薬等の新規導入、分析法の検討
- 臨床検査値の基準範囲（正常値）の設定、確認
- 異なった測定機器間のデータ確認、精度管理
- 学生実習

残余検体の使用の際は、プール化または匿名化しており、患者さんの個人情報や検査データが漏洩することはありません。また、不利益も被ることはありません。

ご承諾いただけない患者様は、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。

その場合、使用を控えさせていただきますが、患者さんにとって不都合な扱いを受けることはありませんのでご安心ください。また、いったん同意を取得した後であっても、いつでも同意を撤回することができます。ただし、申出をいただいた際に使用を終了しているなどご希望に添えない場合がございますので、その際にご理解の程お願い申し上げます。

お申し出がない場合は、ご承諾いただけたものと判断させていただきます。

患者様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

松波総合病院

中央検査室 部長 酒井昭嘉

連絡先（代表）058-388-0111